

令和元年10月1日から

教習料金にかかる消費税率は10%に増税されます



免許取得予定の方は、
お早めに・・・。

指定自動車教習所では消費税を円滑に転嫁する特別措置法に基づいて教習料金にかかる消費税を適正に上乗せすることを取り決めています。そのため、当校の会計処理に応じた対応として、8%の変更前税率で教習料金をお支払い頂いた場合でも、**税率変更後に受講する技能教習と技能検定の料金には新税率10%が適用**されます。この場合生じる**2%の差額は、ご卒業までにお支払い頂く**こととなります。教習生の方や保護者の皆様におかれましては、ご理解のほど宜しく申し上げます。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

10月1日以後の消費税率について



令和元年10月1日以後の教習料金にかかる消費税率は10%となります。これにより10月1日以降にお支払いいただく教習料金(技能・学科・検定等)には10%の消費税がかかります。

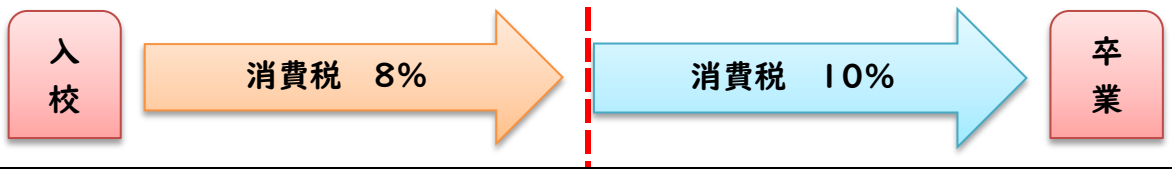
Q1:増税前に(令和元年9月30日迄に)入校していたのですが・・・?

- 令和元年9月30日までに教習所に入校していても、**10月1日以後に実施した教習料金については、10%の消費税**がかかります。

Q2:増税前に(令和元年9月30日迄に)教習料金を先払いしたのですが・・・?

- 令和元年9月30日までに納入頂いた教習料金の内、**10月1日以後に受講する教習や検定等の料金にかかる消費税は10%となることから2%が加算**されます。

~9/30 | 10/1~



9月30日までに実施した教習料金

例(普通自動車 場内教習料金1時限)
5,000円(税込 5,400円)

10月1日以降に実施した教習料金

例(普通自動車 場内教習料金1時限)
5,000円(税込 5,500円)



「教習は笑顔で！」をモットーに

大曲中央自動車学校

大崎市花館字教台378 電話 62-1785